

第6日

令和7年9月8日（月）

午後1時零分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、4番渡辺毅議員の質問を許可します。4番渡辺毅議員。

（4番渡辺 毅君登壇）

○4番（渡辺 毅君） 皆さん、こんにちは。4番議員の渡辺毅でございます。本日はお忙しい中、傍聴にお越しくださりありがとうございます。また、インターネットを通して御視聴くださっている皆様、誠にありがとうございます。

前回6月の一般質問では、外資系マンションの建設計画の件でお騒がせいたしまして、心配をおかけいたしまして申し訳ありません。課題について執行部と共有できなかったこと、そして結論を急ぎ過ぎたために生じたことと受け止めております。以上の点を踏まえまして、市民の皆様の付託に応えられるように一層精進してまいります。

さて、朝倉市では、来年の1月に新庁舎の開庁を控え、住みよい朝倉、住んでよかった朝倉を形づくる上で、重要な時期に差しかかります。市内では、立石地区の開発が進み、市内にある小学校11校のうち児童数が増加しているのは立石小のみでございます。このような状況下で、市外からの交通アクセス、朝倉市内の交通網の整備をどうするのか、まちづくりをいかに進めていくのかなど検討課題がございます。

続きの質問は質問席より行います。

（4番渡辺 毅君降壇）

○議長（小島清人君） 4番渡辺毅議員。

○4番（渡辺 毅君） まず初めに、甘木インターチェンジの利用について質問を進めてまいります。

多くの朝倉市民が高速道路を利用して九州各地や福岡方面に移動する際、甘木インターチェンジを利用します。まず、自動車で甘木インターまで行き、高速甘木のバス停から高速バスに乗って移動する場合を考えます。高速甘木の駐車場は、現在40台近く置けます。朝早くは割と止めるスペースはございますが、すぐに満車となります。私が現地を確認した火曜日の11時半には既に満車で、1台は枠の外に止められている状況でございました。甘木インターチェンジは市の中心部にも近く、便利であるために、付近の土地を購入して駐車可能台数を増やすのもよいのではないかと思います。付近の農地を転用し、駐車場にするには費用も発生し、手続の時間もかかるため、今回は別の方法を考えます。

市が現在取り組んでおりますパークアンドライドですが、近隣のイオンさんの御厚意で、実質無料で止められる仕組みがございます。これについて詳しい説明をお願いします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） パークアンドライド、イオン甘木店で行われています件につ

いて御説明をさせていただきます。

利用につきましては、月極でございまして、イオン甘木店で一月4,000円のWAONカードにチャージを行われるか、もしくはイオン甘木店でイオン商品券を購入することで、実質無料となるというものでございます。駐車利用の可能時間は、朝5時30分から夜の11時まで。駐車時は、車のダッシュボードに駐車許可証を掲示していただく必要がございます。駐車場の可能台数は80台で、場所につきましては、駐車場内にありますガソリンスタンドの西側の辺りに停めていただくことが条件となります。9月1日現在の許可証の発行台数につきましては、40台となっているのが現状でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 確認いたしますと、イオンさんの駐車場につきましては、月額4,000円のポイントをチャージするか、もしくは4,000円分の商品券を購入すると1か月間停めることができ、そのポイントを使って店内で買物することができる。つまり、実質無料となるわけです。この制度は、市内でそんなに知られていないようです。現在ほどのような方法で市民への周知をしているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） このパークアンドライドの周知方法につきましては、市及び県のホームページにてお知らせをさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） そこで提案ですが、朝倉市の公式LINEにて、年に一、二回送信するようにすれば、新たな転入者にも周知され、利用につながると考えます。このような取組をされてはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） ありがたい御提案だと思います。こちらのほうといたしましても、今後は市報でありますとか、市の公式LINE等SNSを活用して、積極的に周知に努めてまいりたいと思います。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） もう一つ考えなければならないのが、自家用車で送迎する場合です。家族を送ったり、迎えに行くときには、本来なら駐車場の中に停めて、バス停まで荷物を持って送り届けたり、バス停まで迎えに行つて、高齢者の場合は手を引いて荷物を持って車まで戻るといった作業が必要になります。車がバス停の近くに停めてあれば心配はありませんが、遠くにしか車が止められなければ、高齢者であっても長い距離を歩く必要が出てまいります。その動線について考えます。駐車場から道路を横切つてバス停に渡る際、道路からバス停の段差が22センチメートルあり、小さいお子さんや高齢者に優しい造りになっておりません。切り欠きを設けて、スロープやステップを設けたり、手すりを備え付け、歩行者の安全を確保することはできないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 甘木インターチェンジ内の駐車場でありますとか、階段、歩行者用歩道につきましては、料金所の施設関係者でありますとか、緊急車両等の駐車や管理事務所の駐車として、ネクスコ西日本さんのほうが整備をされているところがございます。このため目的外の整備については、行政としても対応はできかねるというところがございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 難しい制限があることを理解して、次に進みます。

続いて、バス・タクシーを利用して高速甘木のバス停に向かうケースを考えます。

現在、高速甘木に乗り入れている循環バス、コミュニティバスの路線は、どのような路線があるのでしょうか。まず、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 高速バス停に乗り入れているバス路線でございますけれども、市街地循環線が甘木インターバス停に乗り入れているところがございます。そのほかのあのりタクシーの馬田でありますとか、福城線につきましては、インターの下の信号の北側のところが甘木インターバス停ということで、乗り入れはしていないルートとなっております。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） この先は位置関係を確認しながら検討してみます。画面を御覧ください。若干分かりにくいですが、画面の上が甘木インターチェンジの交差点、甘木インターチェンジ入り口の交差点方向です。画面の下が高速道路大分自動車道方向になります。路線バスは画面の薄い水色のコースをたどって、高速甘木のバス停Bまで行けますが、一般車両とタクシーは薄い水色のコースは走れずに、画面のPの区域で乗り降りをする必要があります。薄い水色のコースの途中で路線バスしか入れない標識があり、一般車両は進入禁止となっているためです。時々、進入禁止となっていることを知らないと思われる市民の方が薄い水色のコースを走って、バス停の近くで乗り降りをしているのを見かけます。

そこでお尋ねします。タクシーや一般車両も高速甘木のバス停の側まで行けるようになれば、バス停利用の利便性が高まりますが、乗り入れるようにできないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 議員が言われます当該道路につきましては、路線バス、指定車また管理車両等以外は進入禁止となっております。これにつきましては、高速道路入り口の交差点から先は高速道路となっておりまして、高速道路内は原則駐停車

禁止と道路交通法で定められているところでありまして、現状において市が対応できることはございません。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 甘木インター入り口の交差点から先は高速道路であるなど、制度上、簡単にはいかないようです。事前の策といたしまして、Pの区域内のバス停に最も近い、この図でいくとAのエリア、四、五台分をタクシーや送迎専用のスペースとして確保できれば、大きな荷物を持った方や高齢者の送迎にも非常に便利になります。将来的にはそのように便利が高まることを望みます。

続きまして、旅行者の利用について考えます。

旅行者だけでなく、徒歩で利用する場合がありますが、以前たまたま見かけたことがあるのですが、キャリーケースを引きながら自動車専用道路を上っていた方がおりました。バス停に向かう道がここしかないとは勘違いして、自動車専用道路と知らずに通ったものと考えられます。市民の皆さんや旅行者に分かりやすく案内するために、ピクトグラムなど直感的に判断できる看板を設置してはどうかと思います。最近では、日本人だけでなく、外国人の旅行者、住民も増えております。ピクトグラムであれば、日本語が読めなくても、直感的に認知し、判断することができます。インターの入り口付近から高速バス乗り場や自転車置場への動線に標示すれば、迷わずにバス停までたどり着くことができると思います。いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 現在設置しております案内の看板につきましては、平成の24年に福岡県交通ビジョン2012の主要施策としまして、交通結節点の機能強化と公共交通の利用促進、いわゆるパークアンドライドの取組でございます。これ、そして交通ビジョンの推進体制として、県を中心にそのときに検討協議会が設置をされておりました。現在はございません。この協議会の中で協働いたしまして、経路案内看板設置の取組が行われたところでございます。

今後、市といたしましては、観光来訪者の方でありますとか、インバウンドの対応、安全面に配慮する必要がございますので、高速バスを利用される方が高速の道路内に誤侵入しないように、案内看板の管理も含めまして、多言語表記でありますとか、ピクトグラム、そういうふうな標示の仕方も併せて、看板設置につきましては、関係機関との協議検討をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 関係のネクスコ西日本さんともしっかりと協議して、市民の皆さんに分かりやすい標示がされるよう進めていただきたいと思います。

続きまして、次の質問に進んでまいります。昨年は、秋月藩成立400年事業が展開され盛り上がりましたが、今年はまた藩校サミットが11月に行われます。大いに楽しみにして

いるところがございます。これらはいずれも戦国時代から江戸時代にかけてのテーマです。

朝倉市には、古く縄文、弥生時代からの遺跡があり、大陸や朝鮮半島との関連の深いものが多く出土しております。昨年4月に文化庁から認定された朝倉市文化財保存活用地域計画は、朝倉市における文化財についての行政の方向性をまとめたものであると理解しております。朝倉市は今後、この計画を基に事業を策定、展開していくと思っております。

そこでまずお尋ねいたしますが、この朝倉市文化財保存活用地域計画の由来と概要について説明してください。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） まず、文化財保存活用地域計画とはどんなものかということをお説明いたします。

文化財保存活用地域計画、以下、地域計画と称しますが、これは平成30年に改正されました文化財保護法の規定に基づく、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な計画となっております。文化財保護に係る中長期的な基本方針や取組を示すマスタープラン、それと短期的に実施する具体的な事業を定めるアクションプラン、その両方の役割を担う計画となります。

これまでの文化財保護行政では、ここの指定文化財等を対象に保存活用を行ってまいりましたが、歴史文化の保存活用への取組は十分とは言えず、過疎化、少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸、保存継承等への対応が緊急の課題となってきておりました。

そこで、改正されました文化財保護法では、新たに地域計画の内容を盛り込みまして、市町村それぞれが目指す将来的なビジョンを定めるとともに、未指定文化財も含めました地域の文化財の総合的、一体的な保存活用を市民、教育機関、関係団体及び行政が協力しながら、地域総がかりで計画的かつ継続的に取組を進めていこうとしているものでございます。

朝倉市の地域計画につきましては、議員もおっしゃいましたように、令和4年度から文化財保存活用地域計画協議会等で協議を重ねまして、令和5年末に計画案を作成し、国に申請しております。令和6年7月に国の認定を受けたところがございます。

本市の計画では、基本理念を「恵まれた自然と悠久の歴史に抱かれた「朝倉の風景」を未来につなぐ」といたしまして、これまで大切に受け継がれてきました市内の歴史的、文化的な風景を将来へ継承することを目指しております。

具体的には、市の歴史文化の特性をそれぞれのものが所在する場所や関連する要素から、筑後川に代表される水、古墳等の遺跡を対象とした土、豊かな自然環境が残る山、古代から交通の要所であった道、個性的な祭りや信仰が残る祈り、これら5つの風景として捉えまして、7つの関連文化財のストーリーと1つの保存活用区域を設定したところがございます。それらを基本方針の3つの柱であります魅力の発見、継承・活性化、教育普及のそれぞれの観点から、まちづくりや観光、教育と連携した取組によりまして、文化財の保存

活用を図っていくこととしております。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 今説明にありました7つの関連文化財のストーリーと1つの保存活用区域につきましては、地域に点在する文化財をつないで、ストーリー展開するものと受け止めました。この7つの関連文化財のストーリーと1つの保存活用区域が市民と外部の方々に広く知られるようになると、観光面でも非常に魅力的なものになると思います。

今述べられました7つのストーリーの中の6番目には、朝倉橋広庭宮伝承と朝倉の道というストーリーが設定されております。事業の内容の中に複数存在する朝倉橋広庭宮の推定地について、これまでに実施された発掘調査の結果を基に、さらなる調査研究を推定するとありますが、具体的に何をどう行っていくのでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 朝倉橋広庭宮、以下、橋広庭と称しますが、ここは本市を代表する歴史文化遺産でありながら、いまだ明確な場所がつかめておりません。そのことで市民の興味関心が薄れることがないように、調査研究を進めていく必要があると考えております。

今後の取組といたしましては、推定地である須川、山田、志波地域の住民等に聞き取り調査を行いまして、その中で橋広庭に関連すると思われる地名や伝承、土器等が出土した事例等を把握いたしまして、推定地の絞り込みを進めていきたいというふうに考えております。

また、このような活動を行いながら、九州歴史資料館等と共同で斉明天皇伝承にまつわる文化財や、これまでの発掘調査の成果等について調査研究を深めていき、さらにその成果を甘木歴史資料館での企画展や講座、講演会等で広く公開することで、市民の興味関心が持続発展していくように進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 今答弁にありました須川、山田、志波地域、この辺りが朝倉宮の推定地となっておりますが、その地域の住民の皆様への聞き取りとなると非常に細かい作業になると思いますが、これまでにあまり広く知られていない新たな口伝、伝承などが抽出されるかもしれません。根気よく取り組むことを望みます。

続きまして、朝倉市文化財保存活用地域計画には、斉明天皇伝承地を巡るルートの設定と普及啓発とありますが、ちょっと今、答弁の中に少し重なるかもしれませんが、具体的にどのようなことを計画していく予定でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 斉明天皇に関連する伝承地といたしまして、代表的な場所につきましては、橋の広庭公園付近や恵蘇八幡宮、麻底良山、麻底良神社等が挙げられます。これらを観光や学習等の視点で巡る周遊ルートとして設定いたしまして、それを紹介して

いくことで、新たな朝倉の魅力を発信していきたいというふうに考えております。

また、斉明天皇や橘広庭の紹介にとどまらず、古代の山城跡であります杷木神籠石や、古代の役所跡と推定されます市営比良松団地付近の井手野遺跡、宮野幼稚園付近の八並遺跡などを結ぶことで、それぞれ点である遺跡を関連遺産群というストーリーで組み立てる予定でございます。

さらに、人や物の移動、物流や情報の拠点でありました朝倉地域の特徴を未知というキーワードでひも解くことで、古代から現代まで連綿と続く歴史や文化の特徴を理解していただけるよう、内容を検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 市内には、多くの神社仏閣、遺跡等が残る地域がございます。この斉明天皇以外でも、神功皇后や後の天智天皇である中大兄皇子にまつわる伝承も残っております。このような伝承も新たなストーリーとして組み立てて紹介していくことは可能でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 本市の地域計画は、10年間を対象として事業化を目指していく計画ではございますが、計画が長期にわたることから、社会情勢の変化や上位関連計画との関連性を踏まえ、事業計画等に修正が必要となった場合には、見直しを行うこととなるというふうに考えております。

修正、見直しにつきましては、ここのケースにはお答えできませんですが、一般論といたしましては、五月雨式での事業追加は難しいというふうに考えておりますが、見直しのタイミングで、かつ文化庁、福岡県との修正協議の上であれば、見直すことは可能であると考えております。

ただ、今回お尋ねの神功皇后にまつわる伝承等につきましては、伝承が福岡県内全域に広がっておること、また神話の時代ということもありまして、朝倉市においては地名や神社等の伝承に残る程度でありますことから、現時点におきましては、朝倉市の特徴と言うまでには至っていない状況ですので、計画の修正、見直し協議については、非常に困難であるというふうに考えております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） では、前段の質問で、答弁で述べられたような普及啓発についてであります。具体的にはどのような方法や手段で行っていくのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 斉明天皇や橘広庭に関する調査研究の成果を一般の方に伝えるツールといたしましては、現在のところ市ホームページへの掲載を検討しておるところでございます。これまでは紙媒体に印刷し、配布を行ってきたところですが、近年、デジ

タル媒体での検索、閲覧者数が増加している傾向でございますので、また掲載情報の更新も容易であることなどから、SNS等を活用した情報発信を積極的に行っていきたいというふうに考えております。

また、周遊ルート、これを設定した後につきましては、齊明天皇伝承地や万葉歌碑、神社仏閣など、現地を巡るバスハイクを計画したいというふうに思っております。

また、市民ニーズに沿った講演などを企画いたしまして、学習の機会を設けまして、魅力発信に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） それでは、次のテーマに進みます。古墳の調査の現状と課題がありますが、朝倉市には数多くの古墳が存在します。この地域にある古墳の特徴としてはどういった点が挙げられますか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 朝倉市域の古墳時代の特徴といたしましては、ヤマト王権の参加の下、朝鮮半島との交流を活発に行いまして、先進的な技術や文化を積極的に受け入れていたことが最近の研究から分かってきております。特に、当時の支配者クラスの墓であります前方後円墳では、小田の茶臼塚古墳や小隈の神蔵古墳、市役所周辺の堤当正寺古墳や鬼の枕古墳、朝倉地域の宮地嶽古墳や剣塚古墳などがございます。また、装飾古墳の湯の隈古墳なども知られております。そのほかに、6世紀から7世紀に築造されました数百基の円墳が甘木から朝倉、杷木地域まで広く分布しておりまして、質、量ともに福岡県内でもトップクラスであるということから、古墳時代研究では重要な位置を占めている地域であります。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 数百基にもなるすごい数の、おびただしい数の古墳があるようでございます。

日本の古代史では、西暦266年から413年が空白の150年と言われております。これは日本の文献ではなく、中国の文献において、卑弥呼が亡くなった後に、その後を継いだ女王台与が魏に使者を送ったのが266年で、次に倭の記録が現れるのが宋書に出てくる倭の五王の時代、それが413年ということに基づくものです。以前、考古学の大学教授から、考古学は警察の鑑識と同じなんだということを聞きました。どの時代の地層から何が出たのか、出てきた物の位置関係はどうだったのかなどが非常に重要ということでした。その点を踏まえると、朝倉市内の様々な古墳を調査していく中で、我が国の古代史の重要な事実の断片を発見することができるのではないかと思います。

その上で、朝倉市での古墳調査の現状と課題についてですが、どういった点が挙げられるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○**教育部長（草場 勉君）** 本市の地域計画にも記載しておりますが、市内の主要な古墳の現状につきましては、史跡指定後の調査研究が進んでいない上、古墳の測量図等がない古墳もございまして、基礎的な情報が少ない状況でございます。このようなことから、市内の古墳文化につきましては、一部の研究者や専門家が研究しているものの、解明は十分とは言えないというような状況です。

これらの現状を踏まえまして、古墳の測量図作成などの基礎的な情報の収集、さらにその情報の分析や研究を進めることが課題と捉えているところでございます。以上です。

○**議長（小島清人君）** 4番渡辺議員。

○**4番（渡辺 毅君）** 予算や人材も限られる中であっても、重要な局面が来たときには、積極的に調査を行うことに前向きであってほしいと願います。

その上で、今後の朝倉市の方針や姿勢をお尋ねいたします。

○**議長（小島清人君）** 教育部長。

○**教育部長（草場 勉君）** 市では、今年度に市指定史跡の恵蘇八幡宮1・2号墳を調査する予定でございます。この古墳は、昭和45年に旧朝倉町で文化財指定されていますが、古墳の実態については、付近で採取されたとされる埴輪から5世紀代と推定されていること以外、古墳の規模や内容など不明の点が多い状況です。このようなことから、古墳の価値判断を行い、適切な保存、活用を図る目的で調査を計画したところでございます。

今後の古墳の調査につきましては、地域住民への聞き取りや現地踏査、試掘等による確認調査などにより、情報の蓄積を図っていきたいと考えております。

あわせて、広大な市域の調査を行っていくには、行政だけでは対応が困難であるということから、官民学連携の調査研究体制を構築していきたいというふうに考えております。以上です。

○**議長（小島清人君）** 4番渡辺議員。

○**4番（渡辺 毅君）** 前段の答弁でも述べられたように、市内に点在する遺跡や伝承をストーリーとしてつないでいくと、新たな伝承の掘り起こしにつながることも期待されます。645年の大化の改新で蘇我氏を討った中大兄皇子が、僅か16年後の661年に、斉明天皇とともに百濟再興のために100名の部下を率いて、この朝倉の地に来て、朝倉の橘広庭宮を築いておられます。その歴史的背景とこの朝倉地域の重要性を読み解いていけば、全国の古代史ファンから注目されることも予想されます。しっかりと調査研究と啓発活動を行ってください。期待しております。

以上で、私、渡辺毅の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○**議長（小島清人君）** 4番渡辺毅議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後1時45分に再開いたします。

午後1時35分休憩